

事務連絡  
平成23年7月8日

衛生研究所長 }  
各県保健福祉事務所長 } 殿

健康危機管理課長

神奈川県所管域における麻しんの検査診断の推進について（依頼）

麻しんの検査診断の推進につきましては、平成23年3月1日付け健危第280号通知にて、本県所管域（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市を除く。）において、平成23年3月8日からすべての医療機関を対象にした臨床診断例の届出について、原則、行政検査（PCR検査）を実施することとし、届出医療機関においては、検査診断としてのPCR検査の有用性を御理解いただき、血液等の検体の確保について多大なる御協力をいただいているところです。

このこともあり、本県の麻しん患者数は、第25週累計（平成23年1月3日～6月27日）で、前年比19件減（35件）となるなど、漸進的ではありますが、PCR検査による精度の高い検査診断の実施により、正確な患者数の把握に結びついているものと考えます。

つきましては、本県所管域において、更なる正確な患者数を把握していくため、別添のとおり（社）神奈川県医師会長及び（社）神奈川県病院協会会長あて通知し、診察時に麻しんを強く疑った場合には速やかな発生届の提出と、PCR検査に最適な検体が急性期であることを踏まえ、可能な限り初診時に検体を確保していただくよう各会員方へ周知を依頼しておりますので、御留意していただきますようお願いいたします。

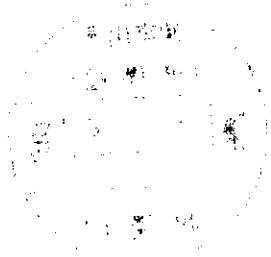
問い合わせ先

感染症対策グループ 秋好

電話 045-210-4793

ファクス 045-633-3770

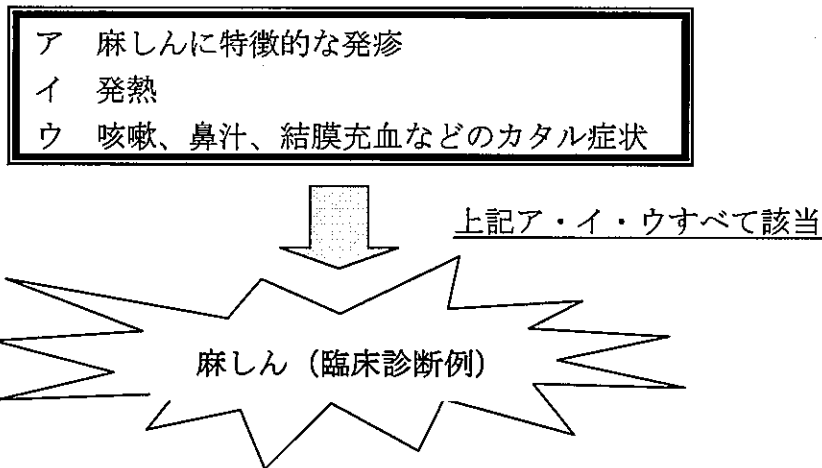




神奈川県所管域（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市を除く）  
における麻しんの検査診断の推進について

1 臨床診断例を対象にした行政検査の実施について

医師が麻しんを疑う患者を診察した場合で、次のア・イ・ウのすべてに該当する場合（臨床診断例）は、PCR検査及びウイルス検査（麻しんウイルスの遺伝子解析を行い、ウイルスの有無を確認する検査）による行政検査を実施します。



2 臨床診断例での速やかな届出について

- (1) 麻しんは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条の規定に基づき医師の届出（診断後7日以内に届出）が義務づけられておりますが、麻しんに対するより迅速な行政対応に資するため、別添「麻しん発生連絡票」と併せて、診断後、可能な限り24時間以内に最寄りの保健福祉事務所への届出をお願いします。（FAXにて届出）
- (2) 臨床診断例に該当し、医療機関でIgM抗体を実施する場合であっても、IgM抗体結果が出る前に臨床診断例による速やかな届出をお願いします。

3 検体の採取について

- (1) 臨床診断例について、行政検査に必要な次の検体の採取をお願いします。

- ア 咽頭ぬぐい液培地が医療機関にすでにある場合  
「咽頭ぬぐい液単体」または、「咽頭ぬぐい液」と「血液」
- イ 咽頭ぬぐい液培地が医療機関にない場合  
原則、「血液」

※「咽頭ぬぐい液」は、滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、乾燥させずに培地に入れ、4℃で冷蔵保存してください。

※「血液」は、抗凝固剤（EDTA又はヘパリン）入りスピッツに2ml程度採取し、4℃で冷蔵保存してください。（スピッツは御提供ください。）  
ヘパリン入りのスピッツは使用不可ですのでご注意ください。

※ 患者の年齢等から、「血液」の採取が困難である場合は、「咽頭ぬぐい液培地」を配布しますので、最寄りの保健福祉事務所に御連絡ください。（御連絡は、平日の勤務時間帯（8：45～17：15）でお願いします。）

※ なお、「咽頭ぬぐい液培地」の配布は、御連絡をいただいてから行いますので、医療機関の所在地、時間帯等によっては翌日以降の配布になります。

<連絡先>

保健福祉事務所名	管轄市町村	電話番号
平塚保健福祉事務所 保健予防課	平塚市、大磯町、二宮町	電話 0463-32-0130
鎌倉保健福祉事務所 保健予防課	鎌倉市、逗子市、葉山町	電話 0467-24-3900
小田原保健福祉事務所 保健予防課	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	電話 0465-32-8000
茅ヶ崎保健福祉事務所 保健予防課	茅ヶ崎市、寒川町	電話 0467-85-1171
三崎保健福祉事務所 保健予防課	三浦市	電話 046-882-6811
秦野保健福祉事務所 保健予防課	秦野市、伊勢原市	電話 0463-82-1428
厚木保健福祉事務所 保健予防課	厚木市、海老名市、座間市、 愛川町、清川村	電話 046-224-1111
大和保健福祉事務所 保健予防課	大和市、綾瀬市	電話 046-261-2948
足柄上保健福祉事務所 保健予防課	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	電話 0465-83-5111

(2) PCR検査等に最適な検体採取期間は、発疹出現の前後3日程度とされておりますので、可能な限り、初診時に検体の採取をお願いします。

検体を採取したら、上記の時間帯に速やかに最寄りの保健福祉事務所に御連絡ください。保健福祉事務所職員が検体の回収に伺います。

(3) また、行政検査に御協力をいただく趣旨（別添、平成22年11月11日付け健感発1111第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）について、患者（又はその保護者等）への御説明をお願いします。なお、検査について患

者等から同意書をいただく必要はありません。

#### 4 検査結果について

- (1) PCR検査の結果は、検体が県衛生研究所に届いてから通常1週間程度かかります。結果につきましては、最寄りの保健福祉事務所から御報告いたします。
- (2) 検査結果により、改めて医療機関から届出を出す必要はありませんが、PCR検査の結果を踏まえ、国への全数報告の可否についてご相談させていただきますので、御了承ください。

#### 5 麻しん検査診断促進にかかるリーフレットについて

- (1) 国立感染症研究所感染症情報センターでは、麻しんの検査診断の実施を促進し、具体的な実施方法を周知するためのリーフレットを別添のとおり作成しております。
- (2) なお、神奈川県所管域（横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・藤沢市を除く）における麻しんの検査診断の運用体制等により、別添リーフレットとは異なる運用を実施しております。ご了承ください。



診療所及び病院等の所在地	市
--------------	---

## 麻しん（はしか）発生連絡票

FAX送信先：	保健福祉事務所 保健予防課
TEL：	FAX：

主治医の先生へ

報告年月日：平成	年	月	日
----------	---	---	---

麻しんの感染拡大防止のため、保健所では、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律第15条に基づき、必要に応じて、「積極的疫学調査」を行うことがあります。

このため、発生届では把握できない次の情報を必要としておりますので、本人または保護者に、この連絡票についてご説明のいただき、同意を確認していただいた上で、内容をご記入ください。（同意がいただける範囲内での記載で結構です。）

ご記入が済みましたら、「麻しん発生届」と併せてFAXにて保健所あて提出をお願いいたします。

### 1 患者情報について

医師の氏名			
従事する病院・診療所の名称			
連絡先電話番号			
1 カルテID		2 当該者性別	男・女
3 当該者住所			
4 当該者年齢	歳	5 当該者電話番号	( )
		携帯電話：	( )
6 所属施設情報	学校名等	(所在地： )	
	学年・クラス・学部等		
	学校への連絡の有無	連絡済 ・ 連絡予定 ・ 連絡予定なし	
	施設での集団発生の有無	有 ( ) ・ 無 ・ 不明	

### 2 調査への同意について

この連絡票の情報をもとに、感染症法第15条に基づく感染拡大防止のための調査を行うため、保健所から、本人又は保護者の方あるいは学校等に対し、連絡することがあります。保健所からの連絡について、同意を確認してください。

本人または保護者の同意 ( あり ・ なし )

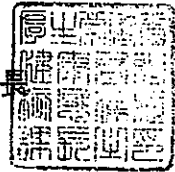




健感発 1111 第 2 号  
平成 22 年 11 月 11 日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 麻しんの検査診断について

日頃より、感染症対策に関し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
麻しん対策については、「麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省告示第 442 号）」に基づき、平成 24 年までに麻しんを排除することを目標として取り組んでおり、その一環として、平成 21 年 1 月 15 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「麻しんの検査診断体制の整備について」により、麻しん患者の検査診断の実施に関する体制整備をお願いしているところです。

さて、麻しん患者の報告の約 6 割が「IgM 抗体検査」による検査診断に基づいておりますが、麻しんの「IgM 抗体検査」は、麻しん以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合にも陽性になることがあると指摘されています。このため、麻しんの確定診断には、遺伝子検査（RT-PCR 法）を含めた精度の高い検査を実施していく必要があります。

麻しん患者の報告数は、平成 20 年 11,015 件、平成 21 年 741 件、本年 396 件（第 40 週まで）と顕著に減少しており、麻しん排除に向けた取り組みを進めるためにも、麻しんの正確な診断が一層重要となっています。

このような状況を踏まえ、第 6 回麻しん対策推進会議（平成 22 年 11 月 1 日開催）において、麻しん患者と診断された患者の検体を可能な限り確保し、遺伝子検査を推進すべきとの提言がなされました。

今後は、地方衛生検査所及び保健所等が連携して、麻しん患者の、発症早期の検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）を可能な限り確保し、遺伝子検査を実施するとともに、別添を参考に、管内の医療機関に、感染症法に基づく麻しん患者の発生の届出と併せて、患者の検体の提出を依頼するようお願いいたします。

なお、都道府県等が行う当該遺伝子検査は、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として行うことができるものであり、感染症発生動向調査事業の国庫補助の対象となります。



麻しんの検査診断には、PCR検査が有用です。

保健所を通じて、検体をご提出ください。

- 臨床的に麻しんと診断された症例や、麻しんIgM抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発しんなど、麻しん以外の症例が存在します。
- 我が国では、麻しん排除を目指して取り組んでおり、真の麻しん症例が減ってきていることから、麻しんと診断される症例のうち、実際には麻しんではない症例の割合が増えていきます。このため、麻しんの確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。

- 地方衛生研究所や国立感染症研究所では、麻しんの検査診断のためのPCR検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。

- 検体の採取・提出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

- 検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）は、4℃で保存して、速やかに提出してください。咽頭ぬぐい液の採取キットは保健所に配布されています。血液は、全血をEDTA加容器に2ml、尿は、尿培養用容器に10～20ml採取してください。
- 地方衛生研究所で行う検査は、麻しんと臨床診断した症例と麻しんIgM抗体陽性の症例の検体が対象です。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません。

（注）麻しん症例であっても、検体の採取時期によって、PCR検査で陽性にならないことがあります。

- 検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の麻しん症例数の正確な調査や、麻しんの感染経路の調査などに役立てられます。

～2012年の麻しん排除に向けて、取り組みを進めています～

我が国では、WHOとともに、2012年までの麻しん排除を目標としています。世界では、南北アメリカなど、多くの地域で、もはや麻しんの流行はみられず、麻しんの排除が宣言されています。

麻しんにかかると、肺炎や脳炎などで1000人に1人が死亡する可能性があるなど、麻しんは重大な病気です。子どもたちの命を守るためにも、麻しん排除に向けて、取り組みを進めています。

地方衛生研究所で行う検査は、麻しん排除のためにも重要です。皆さまのご協力をお願いいたします。

～麻しんを診断した際には、速やかに届出が必要です～

麻しんは感染症法の5類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻しんを診断したら、速やかに、保健所に届け出てください。

平成22年12月15日

各	都道府県 政令市 特別区	衛生主管部（局）		
			感染症対策担当課	御中
各	地方衛生研究所	感染症対策担当課	御中	
各	全国保健所	感染症対策担当課	御中	

麻しん対策技術支援チーム  
国立感染症研究所 感染症情報センター  
同 ウイルス第三部

### 麻しん検査診断促進にかかるリーフレットの送付について

平成22年11月1日に開催された第6回麻しん対策推進会議において、麻しん患者と診断された患者の検体を可能な限り確保し、麻しんウイルスの遺伝子型検査を推進すべきとの提言がなされたことをうけて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、同封の「麻しんの検査診断について」が通知されました（健感発 1111 第2号 平成22年11月11日）。

このことをうけて、平成22年度厚生労働科学研究費補助金（「ワクチン戦略による麻疹および先天性風疹症候群の排除、およびワクチンで予防可能疾患の疫学並びにワクチンの有用性に関する基礎的臨床的研究」研究代表者：国立感染症研究所感染症情報センター 岡部信彦）ならびに「早期麻疹排除ならびに排除状態の維持に関する研究」研究代表者：国立感染症研究所ウイルス第三部 竹田 誠）研究班では、主に医療機関でご利用いただくことを目的として、麻しん検査診断の実施を促進し、具体的な実施方法を周知するためのリーフレットを作成し、各保健所に配付することになりました。つきましては、各保健所管内の医療機関等関係機関へ説明される際に配布するなどしてご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、各保健所への配付数は医療機関数や人口数を基に算出した数となっています。



本リーフレットに関するお問い合わせ先  
国立感染症研究所  
感染症情報センター  
03-5285-1111（代）（内線 2536：多屋）  
measles2012@nih.go.jp



# Q&A

## Q1 どこに問い合わせたらいいのでしょうか？

- ◆臨床検体の採取および送付方法は、管轄の保健所を通じて地方衛生研究所あるいは国立感染症研究所ウイルス第三部にお問い合わせください。
- ◆麻疹の流行状況については、地方感染症情報センター(地方衛生研究所)もしくは管轄の保健所あるいは国立感染症研究所感染症情報センターにお問い合わせください。感染症発生動向情報は、国および多くの自治体がインターネットでも提供していますのでご利用ください。
- ◆麻疹と診断した場合、速やかに法令に基づいて管轄保健所に報告いただくとともに、周りの麻疹感受性者への対策(積極的疫学調査等)については、管轄の保健所あるいは国立感染症研究所感染症情報センターにお問い合わせください。
- ◆麻疹抗体面の測定は、医療機関の臨床検査部あるいは民間の検査機関にお問い合わせください。

### 参考文献

- ※1 中央感染症発生動向情報, 31(12):44-45, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/350/01602.html>
- ※2 札幌市感染症発生動向情報, 31(12):43-44, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/350/01606.html>
- ※3 岩田, 高, 群馬県衛生動向情報, 31(9):265-266, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/367/01673.html>
- ※4 三木, 千葉県衛生動向情報, 31(9):267-268, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/367/01674.html>
- ※5 伊中, 高, 千葉県衛生動向情報, 31(9):268-269, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/367/01676.html>
- ※6 佐藤, 高, 千葉県衛生動向情報, 31(9):269-271, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/367/01677.html>
- ※7 宇井, 高, 千葉県衛生動向情報, 31(9):271-272, 2010.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/31/367/01675.html>
- ※8 伊中, 高, 千葉県衛生動向情報, 30(12):45-47, 2009.  
<http://idsc.nih.go.jp/ars/30/348/01486.html>

## Q2 依頼方法はどのようにすればよいのでしょうか？

◆まず管轄の保健所に相談してください。

## Q3 検査ならびに分析結果の報告はどうなりますか？

◆地方衛生研究所等から保健所(自治体)に結果が報告され、保健所(自治体)から医療機関に報告されます。

## Q4 検査費用はどうか？

◆地方衛生研究所での麻疹の検査診断は健康保険が適用されませんが、自治体による積極的疫学調査の一環として実施されますので、詳しくは、管轄の保健所にお問い合わせください。(麻疹抗体面の測定には、健康保険が適用されますので、医療機関において実施してください。)

なお、今後も検体体制等の変更に伴う改訂が想定されますので、変更された場合は、可能な限り速やかに情報提供に努めたいと思います。

◆不明な点は、下記までお問い合わせください。

- 管轄の保健所
- 国立感染症研究所感染症情報センター第三室(予防疫学室)  
03-5285-1111(代)(内線2536/2562)
- 国立感染症研究所ウイルス第三部第一室(麻疹ウイルス室)  
04-2-561-0771(代)(内線3707)

■厚生労働科学研究費 麻疹ウイルスエンゲルマン抗体検査法の臨床研究  
[ワフチン]製薬による麻疹ウイルス抗体検査法の検証の試み、およびワフチンでの麻疹ウイルスの感染拡大の抑制に関する基礎的疫学調査  
(研究代表者: 田中啓祐, 研究分担者: 多田真行)  
■厚生労働科学研究費 麻疹ウイルスエンゲルマン抗体検査法の臨床研究  
麻疹抗体検査法の検証に関する基礎的疫学調査  
(研究代表者: 田中 啓祐, 研究分担者: 多田真行)

麻疹対策技術支援チーム  
厚生労働省、文部科学省  
国立感染症研究所 感染症情報センター、ウイルス第三部、FETP

●麻疹に関する詳しい情報は●

<http://idsc.nih.go.jp/disease/measles/index.htm>

国立感染症研究所感染症情報センター

# 麻疹は全例、PCR法等によるウイルス検出を！

# 麻疹と臨床診断したら、検査診断を！

